

## 独自加算の設定サービス及び算定要件について

### 1 独自加算1(Ⅰ) 200単位(全利用者)

#### (1) 独自加算1(Ⅰ)算定要件

週に1回2時間以上、専ら機能訓練にあたる職員(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の配置又は連携により、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成及びこれに基づいたサービスを行っている事業所を評価する。

※ 併設等住所地特例施設入居者は除く。

#### (2) 設定サービス

小規模多機能型居宅介護

### 2 独自加算1(Ⅱ) 200単位(全利用者)

#### (1) 独自加算1(Ⅱ)算定要件

独自加算1(Ⅰ)を算定している事業所で、前6か月に介護度が改善した利用者が1名以上、かつ全利用者のうち介護度が改善又は維持した利用者の割合が75%を超える場合に加算する。

※ 併設等住所地特例施設入居者は除く。

#### (2) 設定サービス

小規模多機能型居宅介護

### 3 独自加算2 300単位(対象者のみ)

#### (1) 独自加算2算定要件

以下のいずれかに該当する利用者について、所定単位数を加算する。

※ 併設等住所地特例施設入居者は除く。

① 要介護状態区分が要介護1である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの。

※ 「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの」とは、日常生活自立度のランクⅡに該当する者を指すものとする。

② 独自加算1(Ⅰ)を算定している事業所の利用者で介護度が改善した利用者。

※ 改善後6か月を最長とする。

#### (2) 設定サービス

小規模多機能型居宅介護

### 4 独自加算3 300単位(全利用者)

#### (1) 独自加算3算定要件

以下のいずれにも該当する事業所に所定単位数を加算する。

※ 併設等住所地特例施設入居者は除く。

① 算定月の月末において、「地域の町会・自治会に加入」及び「ピーポくんの家(こども110番)に登録」している。

② 地域の住民(登録者を除く。)と交流するための取組みを行っていること。

#### (2) 設定サービス

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護